

**大阪府立むらの高等支援学校・飲料自動販売機設置事業者
募集要項に係る仕様書**

1 使用許可物件

本公募は、飲料自動販売機設置(1台)について行います。

【飲料自動販売機設置】

設置面積	台数及び仕様	最低使用料 (年額・税抜)	その他 (特記事項)
0.5㎡以上1.0㎡未満	設置台数 1台 ・設置する自動販売機の仕様 下記①から③を満たすものに限る ① ユニバーサル仕様 ② 令和6年7月以降に発行の新紙幣及び令和3年11月以降に発行の新500円硬貨対応 ③ PayPay等キャッシュレス対応	17,300円	

※ 設置場所は、校内を予定。詳細は学校と協議のうえ、決定するものとします。

※ 図面については「募集要項」を参照ください。

2 経費の負担

「募集要項3公募条件等(3)必要経費の負担イ光熱水費その他経費の負担内容」に定める、光熱水費その他経費の負担内容は、次のとおりとします。

飲料自動販売機の設置及び移設・増設・撤去に要した工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。また、飲料自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。

なお、毎月の光熱水費使用料の計算は次の【光熱水費使用料計算式】のとおりとし、大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに全額納入してください。

【光熱水費使用料計算式】

子メーターが接続する親メーターにより学校が支払う月額電気料金×子メーターの表示する月間使用電力量(kW)÷当該親メーターの表示する月間使用電力量(kW)

なお、学校が支払う月額料金には、消費税及び地方消費税を含みます。また、設置事業者が支払う光熱水費に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

3 使用条件等

(1) 身分証の携行・表示について

設置事業者は、学校内に入出入りする従業員に対し、身分証を携行・表示させるものとします。

(2) 学校敷地内の禁煙について

学校敷地内は、終日全面禁煙としています。従業員に徹底してください。

(3) 販売物品類の搬入・搬出等について

販売物品類の搬入・搬出等については、学校の指示に従ってください。
エレベーターの利用は可能です。

(4) 飲料自動販売機設置方法等について

飲料自動販売機は、設置場所に、飲料自動販売機毎に指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準(JIS B 8562-1996)、自動販売機据付基準(2008年策定版)及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具(アンカーボルトを含む。)について学校の承認を受けてください。

(5) 販売品目及び提供価格について

ア 酒類・タバコの販売は厳に行わないこと。

イ 販売品目については飲料品(乳飲料を含む)とし、販売金額(消費税額込み)は、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

ウ 販売品目については次に示す条件を満たすこと。

販売品目の条件
販売する商品は、缶またはペットボトルなどの密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。また食品類、酒類、エナジードリンク類の販売は行わないこと。

(6) 飲料自動販売機維持管理責任について

次のことを遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など飲料自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意し、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、リース等の契約により、飲料自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、飲料自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを学校に提出しなければなりません。

イ 飲料自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分及びリサイクルをすること。また、学校から回収の要請があれば早急に対応すること。

なお、回収ボックスの設置にあたっては、使用許可された区域以外に設置した場合であっても、その面積は使用許可面積に算入しないものとします。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 飲料自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、飲料自動販売機に故障時等の連絡先を明記するこ

と。

(7) 売り上げ実績等の報告について

設置事業者は、許可を受けた飲料自動販売機の設置期間中における、収支実績（仕入れ値・人件費・光熱水費（電気）・税・売上額・その他等）を、飲料自動販売機設置別（光熱水費は一本化）に、毎年度末に学校へ報告するものとします。

4 参考データ

勤務する教職員数等

令和8年5月13日現在		備考
区分	人数	
教職員	247人	併設校の枚方支援学校の教職員を含む
生徒	100人	本校生徒のみ

5 その他

この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、学校と協議しなければならないものとします。